

申4号「2024年3月ダイヤ改正について」の団体交渉③

6. E8系現車訓練を対象社員全員に行うこと。

- ・必要な教育訓練は実施していく考えである。
- ・一部職場において希望する社員を募り、現車訓練を行う事があった。
→把握していなかった。必要な訓練は全員に対して行うものである。
- ・半導体不足、資材不足等で現車の納入が予定より遅れてしまった。営業運転開始までのスケジュールがタイトなものになってしまった。
- ・応急処置に迅速に対応し安全・安定輸送をしていくために対象社員全員に対してビジュアル教材等を利用した教育を早急に行っていく。**確認！**
- ・車両の導入状況等を踏まえ、現車訓練の要望があればこたえていきたい。**確認！**

7. 盛岡新幹線運輸区（運転士）

- ①B501 行路の拘束時間と労A、B502 行路の拘束時間が長時間となっているため解消すること。
- ②B525 行路の新青森～青幹所間の便自時間を変更し、青幹所での間合い時間を拡大すること。

8. 仙台新幹線運輸区（運転士）

- ①B303 行路の拘束時間が長時間となっているため、解消すること。
- ②B311（盛岡 55B～3024B）（東京 3028B～3041B）、B312（東京 3016B～3027B）、B315（東京 678B～217B）、B320（東京 282B～275B）の各行路の間合い時間をそれぞれ拡大すること。

9. 仙台新幹線運輸区（車掌）

- ①C2114 行路（東京 254B～127B）、C2115 行路（東京 1134B～3025B【客】）上記各行路の間合い時間をそれぞれ拡大すること。
- ・乗務員の行路については、乗務員交番作成規程に基づき、列車ダイヤの設定や効率的な運用等を総合的に勘案して作成しており、当該の行路としているものである。
 - ・現状で列車持ち替えや行路の見直しを行うことは考えていない。
 - ・拘束時間が長時間となることは好ましくない、改善すべきという認識はある。
 - ・一般線区に食事時間や拘束時間等の規定はないが、必要な時間を確保できるよう引き続き行路作成を行っていく。
 - ・東京駅での折り返し間合い時間に対する要望が上がっているが、新たな休憩スペース等を整備する考えはない。時間の長短はあるが、引き続き設備の整備を進めていくので東京での間合い時間は東幹輸での休憩となる。

→この間も何度も申し入れを行ってきましたが、ゆとりある業務とするための設備の設置、十分な食事、睡眠時間の確保の必要性を訴えました！